

神戸市に債権者登録している皆さまへ

(お知らせ)

神戸市債権者登録制度の廃止及び請求書への記載項目

令和5年4月から市の財務会計システムを更新するため、現行の「神戸市債権者登録制度」を廃止します。

今後、債権者登録の申請手続きは不要ですが、請求書の記載情報をもとに支払いをしますので、**令和5年4月からの請求書には必ず口座情報の記載**が必要です。

既に債権者登録している場合は、令和5年5月末までは債権者番号のみでも構いません。

ただし、交通局・水道局は、会計室とは別に債権者登録をしています。登録申請の方法はそれぞれの局に確認してください。

【債権者登録制度の登録終了日】

令和5年1月31日（火）

1月末時点で登録している債権者情報を新システムへ移行するため、債権者登録（新規・変更・廃止）の受付を終了します。

※登録がなくても本市からの支払いは可能です。

※令和5年4月からは債権者番号は不要となり、請求書に記載している情報をもとに支払いをします。

【請求書に記載が必要な情報】

令和5年4月1日以降の請求書には、必ず次の①～④を記載してください。

- ①請求金額、算出の基礎及び請求の理由
- ②請求する人（債権者）の住所、氏名または法人名、電話番号
- ③請求年月日
- ④口座情報（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義カナ）

※請求書に債権者番号の記載がある場合、令和5年5月末までは口座情報の記載は不要ですが、令和5年6月1日以降は必ず記載してください。